

## つくばみらい市パブリック・コメント（意見公募）手続要綱及び考え方

### （目的）

第1条 この告示は、パブリック・コメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市の市民への説明責任を果たすとともに、市民の市政への参画を促進し、もって公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

### 【目的の考え方】

- 1 パブリック・コメント（意見公募）手続とは、つくばみらい市における計画などの策定に際し、その案を公表し、それに対する意見や情報を市民等から広く募集し、寄せられた意見等を考慮して計画を策定するとともに、その意見等に対する考え方等を公表する一連の手続のことであり、この要綱をパブリック・コメント手続の統一的ルールとして、手続の導入を図るものであり、本制度の導入により、市民等が市政へ参画する機会の拡充と、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図る。
- 2 この制度は、市民からの意見を取り入れることで政策等の案の内容をより良くすることを目的としているため、住民投票のように政策等に対する賛否を問うものではない。
- 3 審議会等を設置する場合であっても、この制度により、委員の専門的な意見に加えて市民からの幅広い意見を参考にすることができる。
- 4 条例案などは、この制度を適用後に議会での審議がなされることとなるが、市が案を策定する際に広く市民の意見を聞くことで、より質の高い原案を作成できるようになる。

### （定義）

第2条 この告示において「パブリック・コメント手続」とは、市の基本的な施策等の策定に当たり、当該策定しようとする施策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、それに対して市民等から提出された意見及び情報（以下「意見等」という。）を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要、市の考え方等を公表する一連の手続をいう。

- 2 この告示において「実施機関」とは、市長、教育委員会、農業委員会及び水道事業管理者をいう。
- 3 この告示において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。
  - (1) 市内に住所を有する者
  - (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
  - (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
  - (4) 市内の学校に在学する者
  - (5) 本市に対して納税義務を有する個人及び法人その他の団体
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

### 【定義の考え方】

- 1 この要綱を定めることにより、パブリック・コメント手続は市共通の統一ルールとなるので、今後市が基本的な政策等を策定する際には、この手続を盛り込むこととなる。
- 2 制度の名称については、広くこの制度の周知を図るため、既に国などでは共通の呼称として認知されている「パブリック・コメント手続」とする。
- 3 本制度の実施機関は、議決機関である議会を除いた市のすべての機関とし、この要綱に基づく事務を自らの判断と責任において誠実に管理、執行するものとする。ただし、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会については、その性格上、計画等を策定することが考えられないため、議決機関である議会とともに、実施機関から除くこととする。  
したがって、実際にこの手続を行う実施主体は、実施機関が市長の場合、市長部局の各課となる。
- 4 本市に在住、在勤、在学する者やパブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有する個人等を「市民等」と定義し、この要綱に基づく意見公募手続の客体と位置付ける。

#### (対象)

第3条 実施機関は、次の各号に掲げる市の基本的な施策等(以下「施策等」という。)を策定し、又は改定する場合にパブリック・コメント手続を実施するものとする。

- (1) 市の基本的な施策を定める計画及び個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画
- (2) 市民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)
- (3) 市の基本的な制度を定める条例(専ら行政内部に適用されるものを除く。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

### 【対象の考え方】

- 1 具体的な案件が、この制度に定める手続を取るべき対象であるかどうかについては、各種計画の性格、内容等に応じて実施機関がこの制度の趣旨に照らして判断し、また、その判断についての説明責任を負う。
- 2 第1項第1号の「市の基本的政策を定める計画」とは、「総合計画」や「行財政改革大綱」等のように市政全般についての理念や基本方針等を定めるものをいい、「個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画」とは、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」など個々の行政の分野で定められる計画をいう。また、全ての市民を対象とする大規模な公の施設の建設等、地域の開発に係る基本的な計画もこの手続の対象となるが、公の施設等の公共事業などについては、事業実施計画的なものは、上位計画があるなど成熟度が高く、実施レベル的なものであるため、その前段の基本計画等の方針策定段階でパブリック・コメント手続を実施するものとする。なお、単年度の施策についての実施計画や、個別の事業計画等は該当しない。
- 3 「市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例」とは、広く市民等に適用される規制を定める、地方自治法第14条第2項に基づく条例が該当する。この場合、「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの」については、住民による条

例の制定又は改廃の直接請求の対象から除かれている（地方自治法第 74 条第 1 項）ことから対象としない。

- 4 「市の基本的な制度を定める条例」とは、「情報公開条例」、「環境基本条例」など、市政全般又は個別行政分野における基本理念、方針、市政を推進する上での共通の制度を定めるものをいう。
- 5 「前 3 号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの」としては、広く市民等に適用される規則、要綱、宣言等が該当し、特定の者などに対する個別的、具体的な処分は対象外とする。

（参考）

地方自治法第 14 条第 2 項

普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

地方自治法第 74 条第 1 項

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

（適用除外等）

第 4 条 前条の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、この告示の規定を適用しない。

- (1) 迅速又は緊急に意思決定を必要とする場合又は軽微なものと認められる場合
- (2) 法令の改正に伴い連動して条例を改正する場合
- (3) 法令その他の規定により、縦覧及び意見書の提出その他パブリック・コメント手続に準じる手続を行う場合
- (4) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 74 条第 1 項の規定による直接請求により議会に付議する場合
- (5) 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準じる機関が、この告示に定める手続に準じた手続を経て報告、答申等を行う場合
- (6) 施策等の策定に当たり、実施機関の裁量の余地がないと認められる場合

【適用除外の考え方】

- 1 「迅速又は緊急に意思決定を必要とする場合」とは、本手続に係る所要時間の経過等により、その効果が損なわれるなどの理由で本手続を経る時間的余裕がない場合をいい、「軽微なものと認められる場合」とは、大幅な改正又は基本的な事項の改定を伴わないものをいう。
- 2 「法令の改正に伴い連動して条例を改正する場合」とは、上位法令の改正に伴い条例を改正

する必要がある場合をいう。

- 3 「地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議する場合」とは、例えば、市民から住民投票条例の制定について直接請求され、市民が作成した条例案を議会に提出する場合等が該当する。この場合は、住民投票条例の可否を議会が審議することになり、行政が立案した条例でなく、選挙権を有する市民の50分の1以上の連署をもって請求されたものであり、民意も反映されていると判断し、パブリック・コメント手続を行ったものとみなす。
- 4 「法令その他の規定により、縦覧及び意見書の提出その他パブリック・コメント手続に準じる手続を行う場合」とは、「都市計画法」、「国土利用計画法」、「都市緑地保全法」などの法令の規定により、公聴会の実施又は縦覧・意見書の提出が義務付けられている場合をいう。
- 4 「地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準じる機関が、この告示に定める手続に準じた手続を経て報告、答申等を行う場合」とは、附属機関(地方自治法第138条の4第3項の規定により設置するもの。)の主導で政策等を策定していくときに、附属機関の審議の中で、パブリック・コメント手続に準じた方法によって市民からの意見等を求め、それを基に報告又は答申等がなされることを想定している場合をいう。この場合において、実施機関は、その答申等を尊重して意思決定を行うものとし、重複してこの要綱に定める手続は、行わないことができる。
- 5 「実施機関の裁量の余地がないと認められる場合」とは、直接地方自治法第74条第3項の規定により直接請求で提出された条例案等、市の裁量の余地が無い案件が該当する。

(参考)

地方自治法第138条の4第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(公表の時期及び公表資料)

第5条 実施機関は、施策等を策定しようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、施策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により施策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 施策等の目的、趣旨及び背景
- (2) 市民等が施策等の案を理解するために必要な関連資料
- (3) 施策等の案に対する意見の提出機関及び提出方法
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める資料

【公表の時期及び公表資料の考え方】

- 1 公表の時期は、条例案や議会の議決を要するものは、議会に提案する前とし、政策等の案の公表の時期は、市としての最終的な意思決定を行う前の段階で公表することを基本とする。た

- だし、政策等の基本的考え方や中間案など、策定過程の早い段階で公表する方が効果的であると判断したものについては、その段階でパブリック・コメント手続を実施することができる。
- 2 附属機関等を設置する場合は、政策等の案を公表し市民等の意見を反映させたものを附属機関等に諮問する進め方と、政策等の案の公表と並行し附属機関等に諮問する進め方などがある。
  - 3 案を公表するに当たっては、市民等が計画等の案の内容を十分に理解し、積極的に意見を提出できるようにするため、計画等の案本体だけでなく、その趣旨や概要、関連資料等を提供するものとする。
  - 4 関連資料とは、条例案そのものを対象とするものではなく、条例案の概要等、構想段階で基本的な考え方を取りまとめたものを公表するものとする。

(公表の方法)

第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法によるものとする。ただし、公表しようとする内容が相当量に及ぶときは、当該内容の全体を入手する方法を明示した上で、当該内容の一部を省略し、公表することができる。

- (1) 実施機関が指定する場所での閲覧及び配布
- (2) 市ホームページへの掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

2 実施機関は、公表を行う時まで、市広報紙又は市のホームページへの掲載等により、当該パブリック・コメント手続の実施を予告するものとする。

【公表の方法の考え方】

- 1 政策等の案を公表する方法や場所については、広く市民等に公表することが必要であるため、政策案等の閲覧や配布先、意見の提出先や問い合わせ先を明確にするとともに、情報を市のホームページに掲載し、施策等の案を閲覧できるようにする。
- 2 施策案及び公表資料が膨大な量に及ぶ場合には、掲載スペースの都合上、市の広報紙へはすべての内容を掲載できない場合がある。この場合は、他に施策案や公表資料の全体の閲覧又は入手する方法を必ず掲載し、周知することとする。
- 3 実施機関が指定する場所の例としては、所管（担当）課、市民窓口課、図書館、コミュニティセンター、各公民館等がある。
- 4 実施機関が必要と認める方法とは、説明会の開催、報道機関への発表等が考えられるが、実施機関が公表する計画等の重要性を考慮の上、積極的な周知に努めるものとする。なお、説明会の開催は、原則、意見提出期間前に行うものとする。
- 5 パブリック・コメント手続制度の実施に当たっては、市の広報紙への掲載や、市のホームページに掲載するなど、積極的な予告を行い周知するものとする。

(意見等の提出)

第7条 実施機関は、政策等の公表の日から30日程度の期間を設けて、施策等の案等についての意見等の提出を受けるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を明示し、当該期間を短縮することができる。

2 前項に規定する意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が認める方法

3 意見等を提出しようとする市民等は、住所、氏名、その他実施機関が定める事項を明示しなければならない。

【意見等の提出方法の考え方】

1 意見等の提出期間の「30日程度」については、この期間があまり長期になると行政執行の効率が悪くなることから一応の目安を定めたものであり、意見等を募集する政策等の案の重要度や意思決定をするまでのスケジュール等を考慮して、実施機関の判断により定めるものとする。

なお、30日程度の実施期間を見込めない場合には、緊急性を要するとして対象外になることから考えれば、実施機関の判断で期間を短縮して実施することもやむを得ない。その場合、なぜ期間を短縮したかについては、常に市民に対して十分な説明ができるようにしておく必要がある。

2 意見等の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール等の方法によることとする。意見等を明確に把握するため、記録に残せる方法が望ましいことから、原則として電話による受付は行わない。

3 市民等が意見を提出する時には、意見内容の確認を行う可能性があるため、意見を提出した者の氏名及び住所（法人等の場合は、その名称及び事務所等連絡先の所在地等）を明らかにし提出を求める。なお、提出者の氏名等は公表しない。

(個人情報の保護)

第8条 実施機関は、前条第3項により収集した個人情報について、つくばみらい市個人情報保護条例（平成18年つくばみらい市条例第11号）に従って適切に処理しなければならない。

【個人情報の保護の考え方】

1 パブリック・コメント手続により収集した個人情報については、つくばみらい市個人情報保護条例（平成18年つくばみらい市条例第11号）に従って適切に処理を行う。

(意思決定に当たっての意見等の考慮)

第9条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、施策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、施策等の策定の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、つくばみらい市情報公開条例(平成18年つくばみらい市条例第9号)第7条に規定する公開しないことができる情報に該当するものは除く。

(1) 提出された意見等の概要

(2) 提出された意見に対する実施機関の考え方

(3) 施策等の案を修正した場合における当該修正内容

3 実施機関は、前項の規定による公表において、施策等の策定に対する意見等にかかわりのないもの及び賛否の結論のみを示したものについては、前項第2号及び第3号の事項を省略することができる。

4 実施機関は、第1項の施策等の策定の意思決定を行う場合には、条文整理等の軽微なものに限り、公表を要しないで施策等の案を修正することができる。

5 実施機関は、提出された意見等のうち類似のものについては、意見等及びこれに対する市の考え方をまとめて公表するものとし、意見等を提出した者に対し個別の回答は行わないものとする。

6 第6条の規定は、第2項の規定による公表の方法について準用する。

**【意思決定に当たっての意見等の考慮の考え方】**

1 実施機関は、市民等から提出された意見を必ず採用するというものでないが、提出された意見等を十分に考慮して、政策等の案について最終的な意思決定を行う。また、採用、不採用にかかわらず、意見に対する市の考え方や、提出された意見等に基づいて修正した場合は、その内容及び理由を最終案と併せて公表する。

2 パブリック・コメント手続は、市民等の多様な意見を市政に反映させることを目的としたものであり、政策等の案等の賛否を問う性格のものではない。したがって、賛否の結論だけを示した意見などに対しては、実施機関の考え方は示さないが、そのような意見があったことは公表する。

3 提案された意見等が多数の場合は、類似する意見等を集約するなどして適宜整理して公表することとし、意見提出者個人に対して個別の回答は行わない。

4 実施機関の考え方を公表するときは、案を公表する場合に準じることとするが、実施機関の考え方を示すに当たっては、市民等にとってわかりやすい表現に努める。

5 提出された意見は個人情報であるため、公表するのはあくまでも意見の概要とし、個人が特定されないよう必要な措置を講じて個人情報の保護に努めるものとする。

(一覧表の公表)

第10条 市長は、パブリック・コメント手続を実施中の案件及び既に終了した案件の一覧表を作成し、インターネットを利用した閲覧の方法等により常時市民等に公表するものとする。

2 前項の一覧表には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 施策等の案の名称
- (2) 意見等の提出期間
- (3) 施策等の案等の入手方法及び問い合わせ先

【一覧表の公表の考え方】

市民等がこの制度の実施状況を容易に知ることができるようにするため、実施状況の一覧表を作成し、実施機関が指定する場所や市ホームページ上で公表する。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

2 この告示の施行の際、現に意思決定過程にある施策等で、市民等の意見を聴取する手続を経ているものについては、この告示の規定は適用しない。

【その他】

1 この制度の円滑な導入を図るため、この要綱の施行に当たり、現に立案過程にある政策等については、立案のスケジュール等に配慮し、この要綱は適用しないが、可能な範囲においてこの制度に準じた手続を実施する。

2 今後この制度を実施していく中で改善すべき点が出てきた場合は、制度の見直しを行っていく。